

石井町地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

概要版



令和4年3月
石井町

計画策定の背景・趣旨

人口減少、少子高齢化、世帯規模の縮小が進み、地域での支え合いの機能は低下しています。

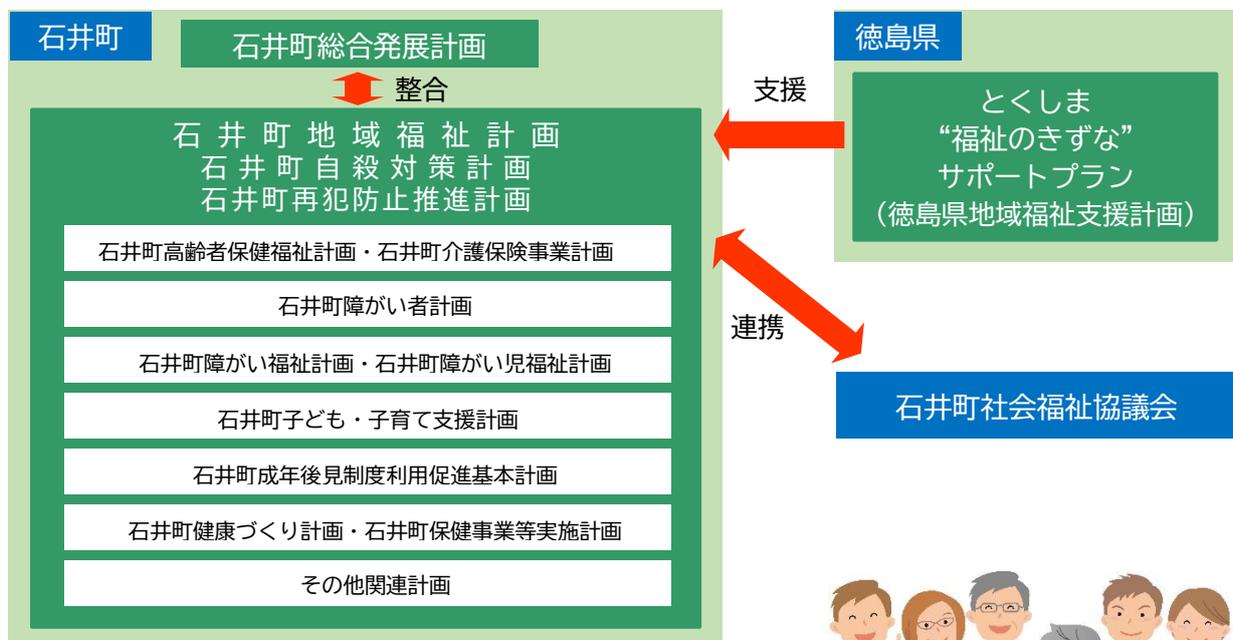
また、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みにはあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもが家庭の「8050問題」など、1世帯で複数のリスクを抱えるといった問題も生じています。

こうした状況を踏まえ、多くの住民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本的な指針として「石井町地域福祉計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の「当該市町村の区域内における自殺対策についての計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の「当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を包含するものとして位置づけます。

また、本計画は町全体の指針となる「石井町総合発展計画」「石井町高齢者保健福祉計画・石井町介護保険事業計画」などの計画とも整合を図りながら策定します。



計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、5年後に見直しを行います。

基本理念

本計画では「互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり」を基本理念とし、町と住民、町と関係機関等、多様な主体の協働による「地域共生社会」の実現を目指し、本町の地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり

基本目標

「互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり」の実現に向けて、次の3つの目標を設定し、計画を推進します。

基本目標1 地域のかによる福祉活動の展開

基本目標2 地域の生活を支える包括的支援体制の整備

基本目標3 福祉のまちづくりの推進



地域での支え合いの考え方

本町では従来から自主防災の場などで浸透している「3つの助（自助・共助・公助）」の考え方を継続し、計画の理念に掲げる「互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり」の実現を目指します。

自助：自分自身や家族の力で困りごとを解決すること。

共助：自身の周囲にいる友人や隣近所の人たちが、自発的に関わり、ボランティアやNPO等も含めて、地域の中の助け合いで困りごとの解決に向けて取り組むこと。

公助：さまざまな公的なサービスにより、個人や地域では解決できない困りごとに対処すること。介護保険制度や医療保険、年金などの制度化された相互扶助やシステム化された支援活動等で解決すること。



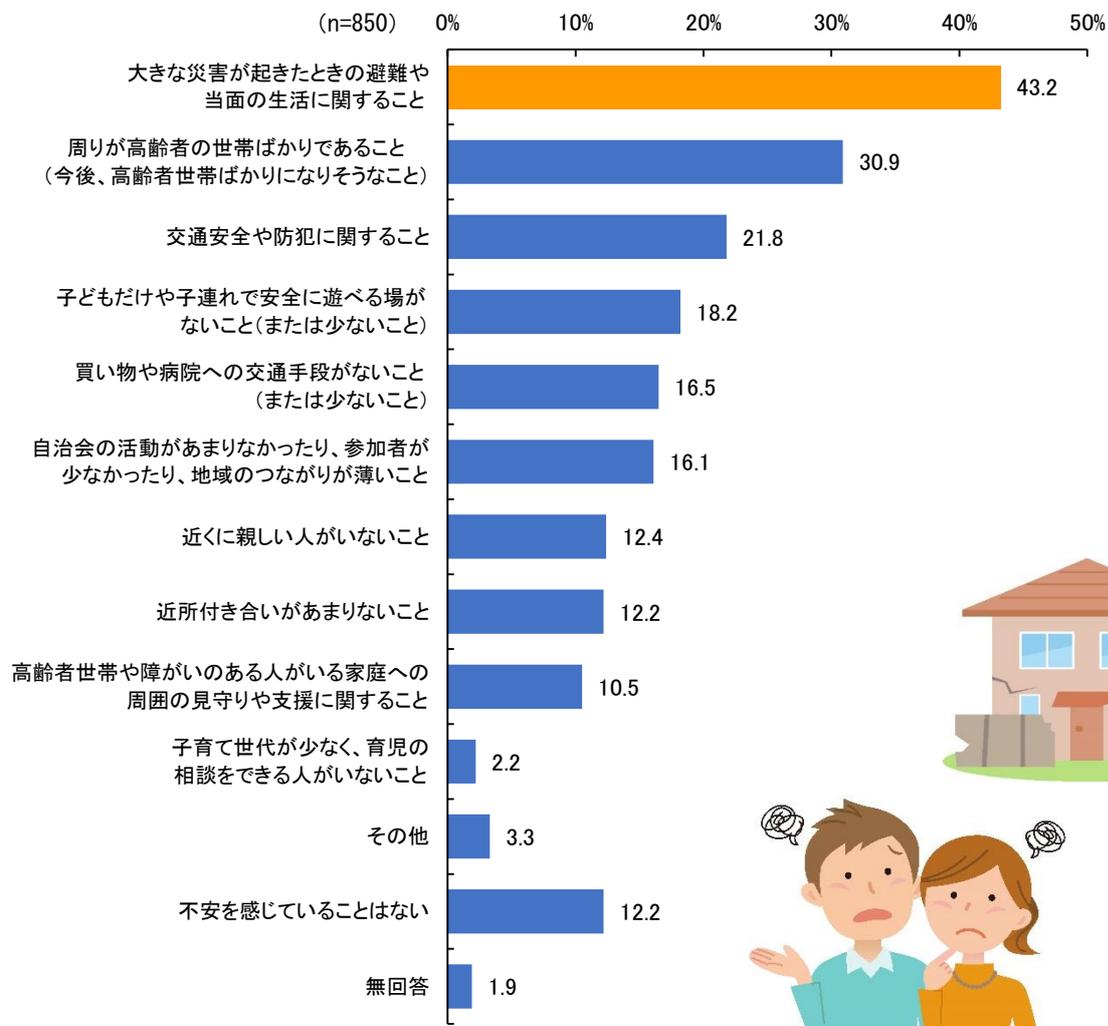
自助・共助・公助がともに関わり合い、
地域に合った取組を行うこと＝地域福祉

地域をとりまく現状と課題

計画策定に当たって、町民の皆様の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握する目的でアンケート調査を行いました。

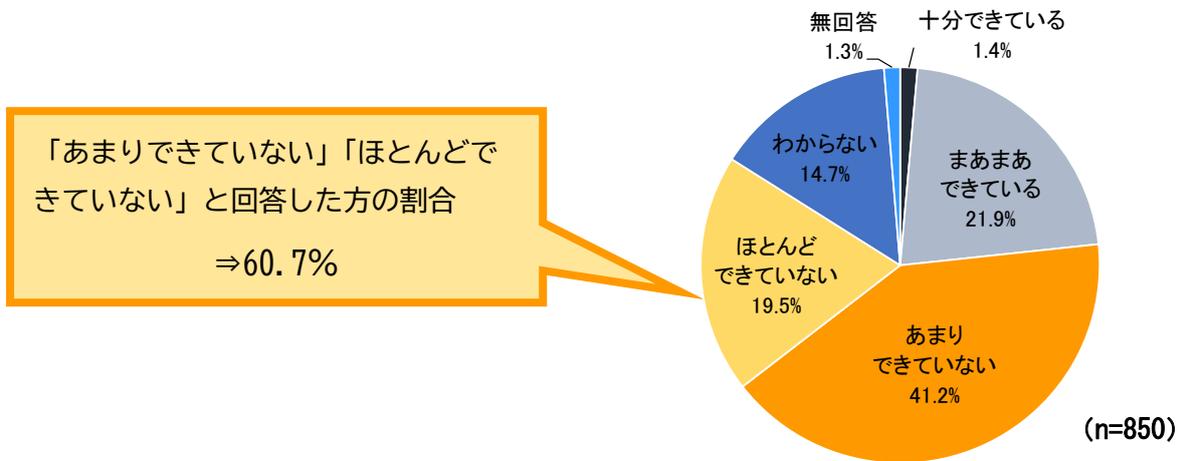
地域で安心して生活していく上での問題や課題

- 「大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること」など、災害等の安全面や高齢化による地域の担い手不足などに不安を感じている人が多くなっています。



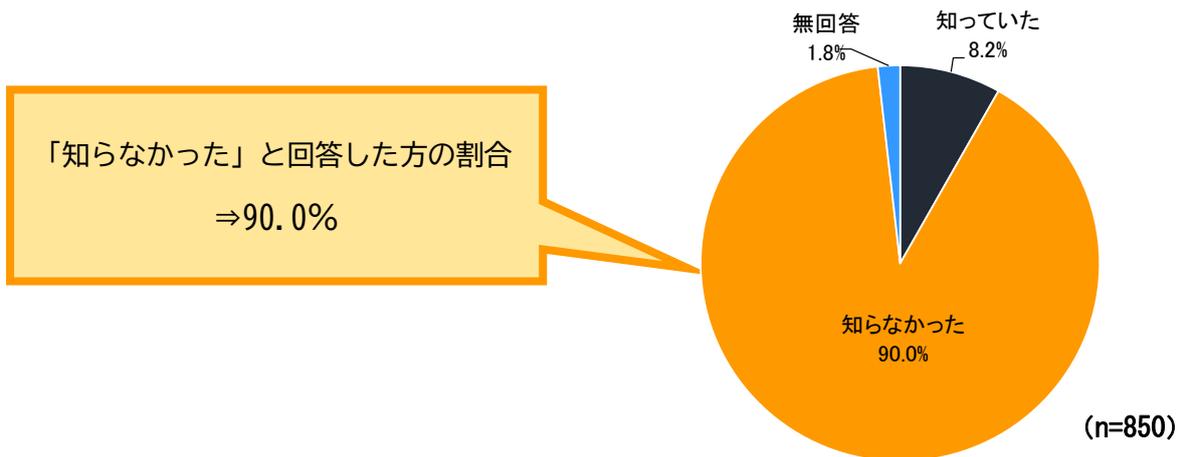
福祉サービスの情報をどの程度入手できているか

- 自分にとって必要な福祉等の情報の入手ができていないと感じる方が多く、行政が発信する各種情報が必ずしも情報を必要とする人に伝わっていない状況がみられます。



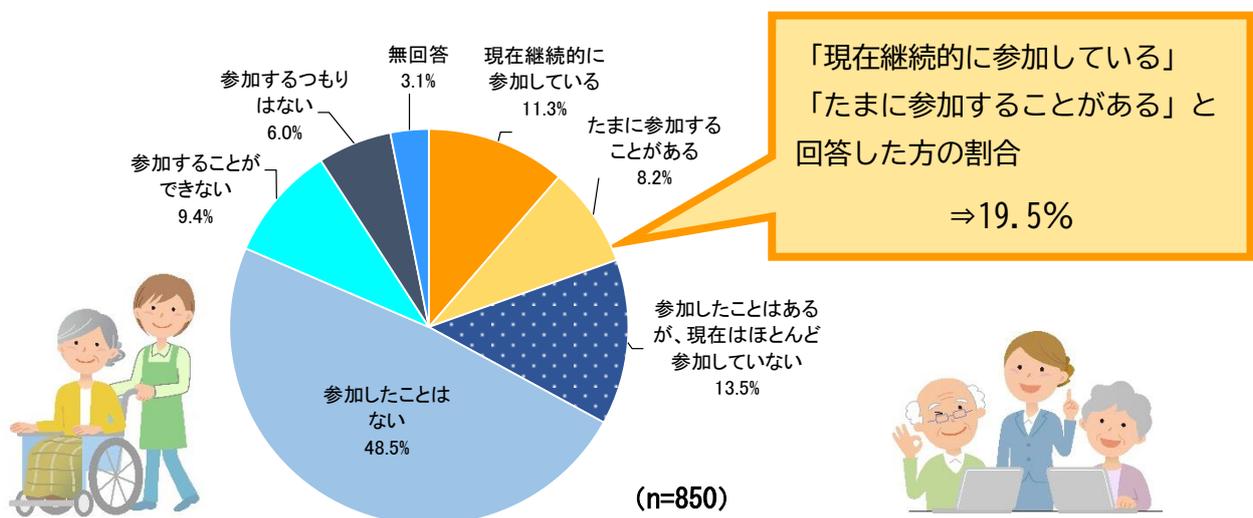
避難行動要支援者支援制度の認知度

- 9割の方が避難行動要支援者支援制度について知りません。本制度について多くの人に理解を広げていく必要があります。



ボランティア活動など各種支援活動への参加状況

- ボランティア活動に参加している割合は2割程度にとどまっています。活動に気軽に参加できるような機会や、情報発信の充実が必要です。



基本目標	基本施策	施策
地域の力による福祉活動の展開	(1) 地域福祉活動の促進	① 地域福祉の人材づくり ② 地域活動・ボランティア活動の充実
	(2) 地域の防災対策の推進	① 避難行動要支援者支援制度の推進及び避難体制の整備 ② 防災意識の醸成
	(3) 地域の防犯・安全対策の推進	① 防犯対策の推進 ② 交通安全対策の推進
	(4) 多様な主体との連携・協働の推進	① 多様な主体による連携促進
地域の生活を支える包括的支援体制の整備	(1) 多様な課題に対応する相談支援体制の整備	① 身近な相談機能の充実 ② 包括的な相談支援体制の構築
	(2) 情報提供の充実	① わかりやすい情報の提供と活用の促進
	(3) セーフティネット機能の充実	① 生活困窮者の自立支援事業の推進 ② 就業による社会参加への支援 ③ ひきこもりに関する支援 ④ 再犯防止等の推進 (石井町再犯防止推進計画) ⑤ 虐待防止の推進
	(4) 自殺対策の推進 (石井町自殺対策計画)	① 住民への啓発と周知 ② 地域におけるネットワークの強化 ③ 生きることの促進要因への支援
福祉のまちづくりの推進	(1) 物理的なバリアフリーの推進	① ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備 ② 移動のバリアフリー化の推進
	(2) 心のバリアフリーの推進	① 人権意識の高揚 ② 福祉教育の推進

基本目標 1 地域の力による福祉活動の展開

基本施策（1）地域福祉活動の促進



施策① 地域福祉の人材づくり

地域共生社会の実現に向け、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる地域づくりを進めるため、地域福祉活動に関わる担い手の発掘と育成に取り組みます。

施策② 地域活動・ボランティア活動の充実

高齢者、障がい者など、様々な人が地域とのつながりを保つため、地域での居場所づくりと見守り機能の強化を進めるとともに、住民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。

基本施策（2）地域の防災対策の推進

施策① 避難行動要支援者支援制度の推進及び避難体制の整備

地域内での避難行動要支援者の情報共有を進め、日頃からの地域の支え合いや災害時に地域において避難支援が行える体制づくり、災害情報や避難情報が確実に伝わる手段の検討を推進します。

施策② 防災意識の醸成

様々な啓発活動と防災教育によって、支援を必要とする人への理解を促進し、防災意識を醸成することによって、非常時であっても誰もとりこぼさない、災害にも強いまちづくりを推進します。

基本施策（3）地域の防犯・安全対策の推進



施策① 防犯対策の推進

高齢者や子ども等を犯罪から守り、安全に暮らせるよう地域の防犯意識を向上します。また、関係機関との連携のもと、被害に遭わないための対策等、必要な情報提供を充実します。

施策② 交通安全対策の推進

児童、高齢者等に対する交通安全教室を開催し、交通事故の防止等、交通安全対策を進めます。

基本施策（4）多様な主体との連携・協働の推進

施策① 多様な主体による連携促進

複雑・多様化する福祉課題に対応するため、情報の共有化や様々な活動主体の連携を推進します。

基本目標 2 地域の生活を支える包括的支援体制の整備

基本施策（1）多様な課題に対応する相談支援体制の整備

施策① 身近な相談機能の充実

住民の身近な相談の場として、役場、地域包括支援センター、地域子育て支援施設、子育て世代包括支援センター、民生委員・児童委員等における相談員の資質の向上や相談活動の充実を図ります。

施策② 包括的な相談支援体制の構築

分野ごとの相談支援体制では解決が困難な課題について、多機関が連携して解決に向けた支援をするための体制を構築します。



基本施策（2）情報提供の充実

施策① わかりやすい情報の提供と活用の促進

サービス事業者、地域住民、NPO法人・ボランティアなどの活動と連携し、情報を必要な人へ確実に提供するとともに、地域における話し合いの場などを通じて、情報共有を推進します。

基本施策（3）セーフティネット機能の充実

施策① 生活困窮者の自立支援事業の推進

生活困窮者自立支援制度に基づき、様々な課題を抱える方の相談に対応するため、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、自立に向けた支援を行います。

施策② 就業による社会参加への支援

高齢者、障がい者等の就労機会の拡大を図ります。

施策③ ひきこもりに関する支援

ひきこもり等に悩む人や家族の支援を行います。



施策④ 再犯防止等の推進（石井町再犯防止推進計画）

犯罪をした者等が、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、保健医療及び福祉サービスの利用の促進や再犯防止等についての広報・啓発活動の推進を行います。

施策⑤ 虐待防止の推進

関係機関と連携し、虐待やDVの早期発見・早期対応につなげるとともに、虐待に対する住民への周知・啓発、悩みを一人で抱え込まないための相談支援等により、未然の防止を図ります。

基本施策（４）自殺対策の推進（石井町自殺対策計画）

施策① 住民への啓発と周知

ストレスやこころの健康づくりに関する正しい知識の普及と、自殺や精神疾患に対する偏見をなくすため、町広報誌やホームページでの啓発、リーフレットの配布等の啓発活動に取り組みます。

施策② 地域におけるネットワークの強化

自殺対策にかかる現状の共有や課題解決に向けた検討を行うために、関係機関や地域団体との協働をめざし、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

施策③ 生きることの促進要因への支援

誰もが気軽に相談できる窓口を充実させ、複数の問題を抱える人に対しても迅速で具体的な支援につながるよう、相談・支援体制の充実を図るとともに、専門職の積極的な介入による支援を図ります。

基本目標 3 福祉のまちづくりの推進

基本施策（１）物理的なバリアフリーの推進

施策① ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備

ユニバーサルデザインの施設整備を推進し、施設のバリアフリー化を進めます。

施策② 移動のバリアフリー化の推進

高齢者、障がい者、子ども連れの方など移動の困難な方も含め、移動の安全性及び利便性が向上するための取組を推進します。



基本施策（２）心のバリアフリーの推進

施策① 人権意識の高揚

高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者、性的マイノリティ等、あらゆる立場の方に関する人権の啓発と人権教育の推進、差別の解消や男女共同参画社会の推進等、人権に関する様々な取組を進めます。

施策② 福祉教育の推進

学校教育や生涯学習活動を通して、住民一人ひとりが幸せや豊かさを実感して人生を過ごせることをめざして、福祉教育を推進します。



地域共生社会の実現に向けた体制整備

行政と社協の連携強化

地域福祉の推進には、保健・医療・福祉分野のみならず、教育や建設分野、生活環境など、様々な分野との連携が必要になります。そのため、庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有を図ります。

また、行政と社協が適切な役割分担のもと、連携・協働して事業実施を図ります。行政と社協の役割について、役割が重複する分野においては、情報共有をより強化しながら、ワンストップ的な対応ができる体制を整備します。

住民、事業所等との連携強化

地域福祉の推進には、住民の協力が不可欠です。住民が地域福祉に対する理解を深め、より身近に感じられるよう、本計画や地域福祉に関する情報を町広報誌やホームページなど多様な媒体を活用して広く住民に周知し、意識啓発を図ります。

また、地域組織、住民活動グループ、福祉サービス事業者、学校、企業等が連携しながら地域福祉を推進できるよう、地域ケア会議、障がい者地域自立支援協議会、子ども・子育て会議等の場を活用したネットワーク体制の強化を図ります。



発行年月：令和4年3月 発行：石井町福祉生活課
〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1
電話：088-674-1116/FAX：088-675-1500